

「市議会議員のためのハラスメント研修 ～信頼される議会・議員であるために～」
を受講して

長瀬 みさ

法律事務所S シニアパートナー弁護士の宇田川隼先生からお話を伺った。

研修では、ハラスメントの定義から再確認した。重要なことは「本人の意図は関係ない」ということであり、裁判になった場合も本人の意図は審査の対象にはならない。受け手がどう感じたかが基準であり、自分自身を振り返るときにもここが出発点となる。また権力・立場の面で優越的関係があるときに発生しやすく、議員はこの立場に置かれやすいことを改めて確認した。

ハラスメントのポイントとして「必要且つ相当な範囲を超える」ことがあげられた。業務に必要な言動はもちろんNG、業務に必要であっても言い方次第でハラスメントになってしまう。またパワハラは無意識の中で生じやすいことも納得がいった。自分の成功体験や経験に基づき相手に同じように求めることは、無意識に行っているハラスメントである。無意識下では自分をコントロールできていないということなので、注意が必要である。

また弁護士のお立場から、法律上定められた3つのハラスメントがあることやその定義、民事上、行政上・事実上、刑事上の責任があることが分かりやすく説明された。具体的な2つの判例により、議員が陥りやすい事例についても理解が深まった。特にSNSの「いいね」による侮辱については、議員がやることでどのような影響を及ぼすのか、自分自身が相手を容易に傷つけ得る存在であることを改めて肝に銘じる必要を感じた。

対市民では、ハラスメントは加害・被害の両方が起こりうる。私自身、特に女性であるためか、容姿について言及されたり必要以上の接触をされたりということも実際に経験がある。相手方はもし私が議員ではなく一般市民だったら同じ事はできなかつただろうと考え、支援者・市民からの言動に批判しづらい関係性の中で起こった事だったのだと改めて振り返った。今後もし同様の事案が起こった場合は、まずは「ハラスメントである」ことを認識し、その上で毅然とした対応も場合によっては必要と考える。

今回の研修は自分自身の言動を振り返る機会となった。自分自身が無意識のうちに相手を傷つけている可能性もあり、自分のものさしを押しつけないこと、無意識を自覚することなど気をつけていきたい。そして「市議会議員」の立場を勘違いすることなく、謙虚に、相手を尊重する気持ちを忘れないようにしたい。その積み重ねが議員、ひいては議会の信頼につながると考える。